

海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子
(資源・エネルギーの確保・開発の促進)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件。但し、輸入金融については、日本企業の海外展開を伴わない案件を除く。
3. 通貨：原則米ドル、ユーロ又は円。その他通貨については個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の7割以下（国内貸については6割以下）
5. 適用金利：ベース金利に与信先の信用力（LB0 ファイナンスの場合は買収先企業の信用力）見合いのプレミアム（以下「プレミアム」）を上乗せ（円貨貸付の場合、円貨建下限金利（<http://www.jbic.go.jp/ja/finance/cost>）を下回らないものとする）。
劣後ローンについては、ベース金利に個別案件の意義に応じた政策スプレッド及び劣後性を踏まえたプレミアムを上乗せし、適用金利が、米ドル：6ヵ月 LIBOR+43.75bp、ユーロ：6ヵ月 EURIBOR+6.25bp を下回る場合、当該金利を適用（円貨貸付の場合、円貨建下限金利（<http://www.jbic.go.jp/ja/finance/cost>）を基準に、個別案件の意義に応じて別途 JBIC が定める適用金利を下回らないものとする）。
6. 融資承諾期限：平成28年6月末日
7. 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以上